

平成30年10月4日

関係各位

九州大学基幹教育院長
谷口 説 男

基幹教育院・学術研究員の公募について

拝啓 時下ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、九州大学基幹教育院では、下記の公募を行うことになりました。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴関係者にお知らせいただくとともに、適任者をご存知の場合は、応募をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

なお、基幹教育院については、ホームページ <https://www.artsci.kyushu-u.ac.jp/> を参照下さい。

敬具

記

1. 職名・人員：学術研究員1名 ※雇用期間5年以内、更新の可能性あり
(九州大学特任教授等称号付与基準に定めるところにより、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教の称号を付与することがある。)
2. 所属：基幹教育院
3. 職務：裁量労働制による以下にかかる職務を行う。
 - (1) 障害者支援に係る研究業務
 - (2) 障害者支援業務
 - ・ 障害者支援に関する関連機関との連携業務（医療福祉連携、高大連携、産学連携、大学間連携等）
 - ・ 施設設備のバリアフリーやアクセシビリティに関する支援業務
 - ・ 障害者支援ピアサポーター学生の育成に関する教育業務
 - ・ 障害者支援に関する社会的啓発活動業務 など
 - (3) その他、インクルージョン支援推進室の運営に必要な業務
4. 応募条件：次の各号の条件を満たす者
 - (1) 博士号取得者、又は、博士号取得に相当する研究能力を有する者
 - (2) 障害者支援を中心とする心理臨床経験や研究業績がある者、又は、公認心理師・臨床心理士・特別支援教育士・臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者、
5. 着任時期：平成31年4月1日以降のなるべく早い時期
6. 提出書類
 - 1) 履歴書（A4サイズ、写真添付）
 - 2) 研究業績リストと代表的な論文刷り1編
 - 3) 教育・業務経験（A4 1枚程度）
 - 4) 業務に対する抱負（A4 1枚程度）
 - 5) これまでの研究概要と今後の研究計画（合わせてA4 1枚程度）
 - 6) 応募者について問い合わせのできる方1名の所属と連絡先※応募書類送付に際しては、封筒に「基幹教育院 インクルージョン支援推進室 学術

研究員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で郵送すること。

※応募書類は原則として返却しません。返却を希望する場合は、返信用の封筒（宛名を記し、必要額の切手を貼付したもの）を同封してください。

7. 応募締切

・平成30年11月30日（金）17時までに必着のこと

8. 選考方法

・書類審査及び面接による（旅費・滞在費は応募者の自己負担とします。）

9. 応募書類提出先及び問い合わせ先

（応募書類提出先）

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学 基幹教育院 人文社会科学部門 教授 田中 真理

（学務部 基幹教育課 運営支援係）

（担当業務及び公募内容等の問い合わせ）

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学基幹教育院 人文社会科学部門

教授 田中 真理

E-mail : tanakamari@artsci.kyushu-u.ac.jp

（事務手続き上の問い合わせ）

九州大学学務部基幹教育課運営支援係

TEL : 092-802-5921, 5926 FAX : 092-802-5990

E-mail : gazsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

10. 処遇：経験等に基づき本学の関係規程により決定

【参考 九州大学 規則集】

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/587/1/2004syuki001.pdf>

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/566/1/2004kitei035.pdf>

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/621/1/2004syuki016.pdf>

11. その他

九州大学は女性研究者の応募を歓迎し、働きやすい職場を研究者の皆様に提供すべく努力しています。

九州大学では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神に則り、教員選考を行っています。

九州大学男女共同参画推進室ホームページ <http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/>

九州大学では、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨に則り、教員の選考を行います。

以上